

重要事項のご説明

（契約概要・注意喚起情報）

団体保険にご加入いただくお客様へ（必ずお読みください。）

この書面では、ご契約に関する重要事項（「契約概要」・「注意喚起情報」等）について説明しています。ご加入前に必ずご一読いただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要

ご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくための特に重要な事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特別約款・特約または補償条項によって定まります。この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款でご確認いただくか、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

※ご家族等の方が被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。）となる場合には、本書面の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

【用語の定義】・・・「約款」にも「用語の定義」が記載されておりますので、ご確認ください。

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特別約款	保険の対象とする事故の種類や性質に応じて、個別的な事項を定めたものです。
	特約	普通保険約款および特別約款に定められた事項を特別に補充・変更する補償内容などの事項を定めたものです。
	補償条項	普通保険約款や各特別約款等に定めた、「保険金を支払う場合」、「保険金を支払わない場合」、「損害の範囲や保険会社が支払うべき保険金の限度」等の定めをいいます。
補償の対象（者）等	保険加入者	保険にご加入する方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険契約で補償を受けられる方をいいます。また、特別約款または特約にしたがって、保険金を受取る方をいいます。
	法律上の損害賠償責任	法的根拠に基づいた損害賠償責任をいいます。（慣習上・道義上の責任とは異なります。）
支払限度額または保険金額	支払限度額	弊社が支払う保険金の限度額をいいます。
	保険金額	一部の特別約款または特約では、被保険者の身体の障害や財物の損壊または定められた状況に基づき発生した費用に対して、保険金をお支払いする場合がありますが、弊社がお支払いすべき保険金の限度額を保険証券に記載しているときはその金額をいいます。
	免責金額	保険金を支払う際の被保険者の自己負担額をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款、特別約款および特約により補償された損害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険料	保険料	保険加入者が保険契約に基づいて払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	損害の発生の危険性をいいます。
	損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

1 ご加入前における確認事項

1. 商品の名称と仕組み **契約概要**

この保険は、団体を契約者とし、団体の構成員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。

この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

商品の名称	商品の仕組み
個人賠償責任保険	この保険は個人が私生活を営むにあたり、居住する住宅の管理の不備、設備の欠陥による事故や、日常生活を営んでいる間に生じた事故で、他人を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。
ゴルファー保険	この保険は、ゴルフの競技中・練習中・指導中に偶然な事故によって他人を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。(賠償責任保険：基本契約) また、特約により、ゴルファー自身のケガやゴルフ用品の破損・盗難・ホールインワンやアルバトロスを達成したときの諸費用に対して保険金をお支払いします。
テニス保険	この保険は、日本国内のテニス施設内でテニスの競技中・練習中・指導中に偶然な事故によって他人を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。(賠償責任保険：基本契約) また、補償条項により、テニスプレーヤー自身のケガやテニス用品の盗難、テニスラケットの折損・曲損に対して保険金をお支払いします。
狩猟保険	この保険は、被保険者が日本国内で狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器によって生じた偶然な事故、または狩猟行程中に猟犬によって生じた事故により他人を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。(賠償責任保険：基本契約) また特約により、ハンター自身のケガや猟具の破損・盗難、狩猟中の偶然な事故による猟犬の死亡に対して保険金をお支払いします。
スポーツ賠償責任保険	この保険は、保険証券記載のスポーツの練習、競技または指導中に偶然な事故によって他人を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。
スキー・スケート保険	この保険は、日本国内で、スキーについてはスキーの目的をもって住居を出発した時から帰着する時まで、スケートについてはスケート場におけるアイススケートの競技中・練習中・指導中に、偶然な事故によって他人を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。(賠償責任保険：基本契約) また、特約により、被保険者自身のケガやスキー・スケート用品の盗難、スキー板の破損の損害に対して保険金をお支払いします。

2. 主な支払事由（保険金をお支払いする場合）および付帯できる主な特約とその概要

契約概要 **注意喚起情報**

保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。

個人賠償責任保険 ゴルファー保険 テニス保険 狩猟保険 スポーツ賠償責任保険 スキー・スケート保険	他人（ゴルファー保険ではゴルフの補助者として使用するキャディ、スポーツ賠償責任保険ではスポーツの補助者として雇用する者、スキー・スケート保険ではそれらの補助者として雇用する者を含みます。）の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いします。また、応急手当・護送の費用、裁判になった場合の争訟費用もお支払いします。
------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

この保険に付帯できる主な特約は次のとおりです。

付帯されている特約については、パンフレット等をご確認ください。

商品の名称	特約等の名称	特約等の内容
個人賠償責任保険	個人国外危険補償特約	日本国外で発生した偶然な事故による損害についても保険金をお支払いします。
ゴルファー保険	ゴルファー傷害補償特約	ゴルフ場敷地内でゴルフの競技・練習もしくは指導中に偶然な事故によって傷害を被ったときに、死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金をお支払いします。
	ゴルフ用品補償特約	ゴルフ場敷地内で、ゴルフ用品が盗難にあったとき、またはゴルフクラブが破損・曲損したときに損害額をお支払いします。
	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	9ホール以上を有する日本国内のゴルフ場でゴルフ競技中に、ホールインワンまたはアルバトロスを達成したときの贈呈用記念品購入費用等をお支払いします。
テニス保険	テニスプレーヤー傷害補償条項	テニス施設内でテニスの競技・練習もしくは指導中に偶然な事故によって傷害を被ったときに、死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金をお支払いします。
	テニス用品補償条項	テニス施設内で、テニス用品が盗難にあったとき、またはテニスラケットが折損・曲損したときに損害額をお支払いします。
狩猟保険	ハンター傷害補償特約	日本国内で、狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に偶然な事故によって傷害を被ったときに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いします。
	猟具補償特約	日本国内で、狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中における銃器の破損・曲損、および被保険者の住宅内または狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中宿泊する建物内において盗賊等によってなされた猟具の盗取または破損・曲損による損害に対して保険金をお支払いします。 (注) 猟具とは、銃器、銃袋、弾帯または弾チョッキをいい、弾丸、薬きょうを含みません。
	猟犬死亡補償特約	日本国内における狩猟中（往復途上を含みます。）に保険証券記載の猟犬が外来の事故により傷害を被り 30 日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。
スキー・スケート保険	スキー・スケート傷害補償特約	スキーについてはスキーの目的をもって住居を出発した時から帰着する時まで、スケートについてはスケート場におけるアイススケートの競技中・練習中・指導中に、偶然な事故によって傷害を被ったときに、死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金をお支払いします。
	スキー・スケート用品補償特約	スキーについては、スキーの目的をもって住居を出発した時から帰着するまでにスキー用品が盗難にあったとき、またはスキーの板が破損したときに損害額をお支払いします。 スケートについては、スケート場においてスケート用品が盗難にあったときに損害額をお支払いします。

3. 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合） 契約概要 注意喚起情報

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款・特別約款・特約または補償条項の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

	商品の名称	主な免責事由	
賠償責任補償	個人賠償責任保険 ゴルファー保険 スポーツ賠償責任保険 テニス保険 狩猟保険 スキー・スケート保険	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●地震、噴火、洪水、津波等の天災 ●職務遂行に直接起因する賠償損害 ●同居の親族に対する賠償損害 ●自動車等の事故による損害 ●他人から借りたり、預かっている物に対する賠償損害 	
	狩猟保険固有	<ul style="list-style-type: none"> ●狩猟免許を受けずに狩猟を行っている間に生じた事故による賠償損害 ●法令により定められた狩猟期間または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故による賠償損害 ●銃砲刀剣類所持等取締法による許可を得ない銃器による賠償損害 ●銃砲刀剣類所持等取締法の許可のない者に譲渡・貸与した銃器による賠償損害 ●法令で禁止されている場所での銃器による賠償損害 ●他人の猟犬に対する損害 	
その他の補償	ゴルファー保険	ゴルファー傷害補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●自殺・犯罪または闘争行為
		ゴルフ用品補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●ゴルフボールのみの盗難
		ホールインワン・アルバトロス費用補償	●ゴルフ場の経営者またはその使用人の方による、そのゴルフ場でのホールインワン・アルバトロス
	テニス保険	テニスプレーヤー傷害補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●自殺・犯罪または闘争行為
		テニス用品補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●テニスボールのみの盗難 ●ガットのみの損害
	狩猟保険	ハンター傷害補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●自殺・犯罪または闘争行為 ●無許可狩猟、狩猟期間または捕獲時間外に狩猟中の障害 ●被保険者が許可なく所持している銃器によって被った傷害または法令で禁止されている場所で銃器を使用している間に被った傷害 ●交通乗用具に搭乗中に被った傷害 ●交通乗用具との衝突、接触等による傷害
		猟具補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●銃器の欠陥、摩擦、自然の消耗に起因する損害 ●無許可狩猟、狩猟期間または捕獲時間外に狩猟中の損害 ●許可なく所持または法令で禁止されている場所で使用している間に生じた損害
		猟犬死亡補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●屠殺
	スキー・スケート保険	スキー・スケート傷害補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●自殺・犯罪または闘争行為
		スキー・スケート用品補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●スキーのストックのみの盗難

4. 引受条件（支払限度額または保険金額） 契約概要 注意喚起情報

この保険での引受条件は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5. 保険期間（保険のご契約期間） 契約概要 注意喚起情報

この保険の保険期間は1年間で、団体契約満期日の午後4時に終了します。ただし、ご加入時期に応じて1年未満となる場合があります。保険期間については、パンフレット等をご確認ください。

6. 保険料・払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7. 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

8. 補償の重複について **注意喚起情報**

他の保険契約（賠償責任保険（個人用）以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）でこの保険の補償内容と同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。補償が重複すると、保険金支払い対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額、保険金額をご確認いただき、加入の可否をご判断いただいたうえで、お申し込みください。（注）

（注）1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	個人賠償責任保険	自動車保険の個人賠償補償特約 家庭用火災保険の個人賠償責任補償特約 傷害保険の賠償責任危険補償特約 等
②	ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約	傷害保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約 等

2 ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項） **注意喚起情報**

- 被保険者になる方は加入依頼書等に記載された危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目についてご加入時に正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。
- 弊社が告知を求める項目について、被保険者の故意、重大な過失によりお申し出がない場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。告知事項の内容等についてはパンフレット、加入依頼書等をご確認ください。

2. 重大事由による解除 **注意喚起情報**

以下のことが判明した場合、保険加入者への通知をもって保険契約を解除することがあります。また解除がなされるまでに生じた事故については、保険金を支払わないことがあります。

- ① 故意に事故を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 保険金請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記①～③と同程度に弊社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3. クーリングオフ（申込みの撤回等） **注意喚起情報**

この保険は保険期間が1年の契約のためクーリングオフの対象外です。

3 ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務（ご契約後にご連絡いただく事項） **注意喚起情報**

ご加入後にご契約内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または弊社へご連絡ください。

- ① 保険加入者または被保険者の住所
- ② 保険加入者・被保険者の氏名

2. 解約（保険加入者のお申し出による解除） **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解除される場合は、取扱代理店または保険契約者にご連絡ください。なお、解約に際しては、保険期間のうち未経過であった保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

4 その他ご留意いただきたいこと

1. 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額 **注意喚起情報**

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、弊社は、この保険契約により支払うべき保険金の額をお支払いします。
- (2) 上記に拘らず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または既に支払われている場合には、弊社は、それらの額の合計額を、損害の額または費用から差し引いた額に対してのみ保険金をお支払いします。

2. 保険金のお支払時期 **注意喚起情報**

弊社はお客様から、保険金をお支払いするために必要な全ての書類をご提出いただいてから、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

3. 保険金のご請求に必要な書類 **注意喚起情報**

事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、下記以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	賠償責任補償	傷害補償	用品・猟具・猟犬の補償	ホールインワン等
(1) 弊社所定の保険金請求書	弊社所定の保険金請求書	●	●	●	●
(2) 弊社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類（注） （注）事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、狩猟免許・狩猟者許可証・銃砲所持許可証等、保険金お支払い対象であることを確認できる書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書 等	●	●	●	●
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類					
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票 等				
②他人の財物破損（損壊財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄（抄）本、全部（個人）事項証明書 等	●	—	—	—
③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、弊社所定の念書および賠償履行を証明する領収書 等				
(4) 身体障害、ケガの発生およびその額を確認する書類					
①死亡事故であることを確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本 等				
②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類	弊社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類 等	—	●	—	—
③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	弊社所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書 等				
(5) 損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類					
①損害が生じた物の価額を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、型式や品番等が分かる書類、被害物の写真・画像データ 等	●	—	●	—
②損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書、調査に関する同意書 等				

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	賠償責任補償	傷害補償	用品・猟具・猟犬の補償	ホールインワン等
(6) ホールインワンまたはアルバトロスの達成および慣習費用の額を確認する書類					
①ホールインワンまたはアルバトロスの達成を確認する書類	弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書、ビデオ映像テープ、スコアカード(写)・公式競技会の当日の成績表等ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明するための資料および書類等	—	—	—	●
②慣習費用の額を確認する書類	ホールインワン・アルバトロス費用内訳明細書、費用の支出を示す領収書、プリペイドカード(写)等				
(7) その他必要に応じて弊社が求める書類					
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書等				
②弊社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	弊社所定の同意書				
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知等	●	●	●	●
④第三者の加害行為、共同不法行為の場合等に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書等				
⑤保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書等				

4. 先取特権 **注意喚起情報**

損害賠償金に対する保険金請求権について、被害者に先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）が認められます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

5. 保険金請求の時効 **注意喚起情報**

保険金の請求権は、保険事故により損害が発生した日の翌日から起算して3年を超えると時効となり、請求権がなくなります。

6. 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）について、以下のとおり取り扱います。

なお、詳細については、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

1. 主な利用目的について

- (1) 弊社が取り扱う保険の案内、募集および販売
- (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- (3) 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払
- (5) 弊社のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内
- (6) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- (7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

（国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。）

- (8) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

2. 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

7. 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

保険契約を引受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。賠償責任保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険※	●破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払（補償割合100%） ●3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。本制度の具体的な内容については弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

8. お問い合わせ、事故受付、苦情等の連絡窓口 **注意喚起情報**

●商品・事故受付に関する連絡窓口

①ご契約時における商品内容・ご加入手続き等のお問い合わせは、下記にご連絡ください。

パンフレット等に記載の取扱代理店あるいは弊社窓口へお問い合わせください。

②事故が起きた場合には、取扱代理店あるいは下記の事故受付窓口にご連絡ください。

0120-011-313（受付時間：年中無休24時間無料通話）

示談交渉は必ず弊社と相談しながらおすすめください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払った場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●保険会社等への苦情、要望などの連絡先窓口

(1) 弊社への相談・苦情・お問い合わせは、下記無料通話ダイヤルにご連絡ください。

無料通話ダイヤル：0120-550-385

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除きます）

(2) 弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

一般社団法人保険オンブズマン 電話：03-5425-7963

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時（土・日・祝日・年末年始を除きます）

ホームページ：www.hoken-ombs.or.jp/